

令和6年1月19日
＜問い合わせ先＞
海 事 局
代表 03-5253-8111

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等
の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案」
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和5年11月22日（水）から12月22日（金）までの期間において、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案」に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

○「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案」に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※合計9件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

番号	御意見概要	国土交通省の考え方
1	零細事業者等についての適用除外の基準の具体的内容について教えてほしい。	審査中の案文については変更となりうることから、概要のみを示す形とさせていただきます。
2	零細事業者等に対する適用除外の基準について、倉庫業法の適用を受ける事業者に関しては本来不要と思われるが、従業員数20人以下の事業者に関しては適用除外を認めることも必要と思われる。	「倉庫業に常時使用する従業員の数が20人以下である場合、または倉庫業者が自ら管理するウェブサイトを持していない場合」については、ウェブサイトでの保管料その他の料金（消費者から収受するものに限る。）、倉庫寄託約款、倉庫の種類その他の事項の掲載を要しないこととします。
3	運賃及び料金(特定の荷主又は船舶運航事業者に限って定められたものを除く。)並びに港湾運送約款のホームページ等の自動公衆送信による公衆の閲覧に供する義務について、現在ホームページを有していない事業者については、新たな負担とならないよう除外規定に含められたい。	「港湾運送事業に常時使用する従業員の数が20人以下である場合、または港湾運送事業者が自ら管理するウェブサイトを持していない場合」については、ウェブサイトでの運賃及び料金並びに港湾運送約款の掲載を要しないこととします。